

海産物を強引に勧める電話にご注意！



アドバイス

- 強引な海産物の電話勧誘販売に関する相談が寄せられています。
- **きっぱり断る**
不要な場合はきっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。もし、断ったのに商品が届いた場合は、受け取りを拒否し、代金は支払わないようにしましょう。
- **電話勧誘販売はクーリング・オフできる**
一方的にかかってきた電話で契約した場合、契約書等を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

相談窓口

買物や契約などのお困りごとや心配なことは
消費者ホットラインへご相談ください。
(最寄りの消費生活相談窓口等につながります)

局番
なし

い 1 や 8 や 8